

令和2年度第2回小牧市文化財保護審議会議事録

- 1 開催日時：令和2年11月18日（水） 午前11時～午後0時15分
- 2 会場：小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室
- 3 出席者：[委員]藤岡会長職務代理者、藤堂委員、中嶋委員、村松委員、増田委員、西川委員
[事務局]中川教育長、伊藤教育部長、石川教育部次長、武市文化財課長、浅野文化財係長、坪井主査
- 4 傍聴者：なし
- 5 内容：下記のとおり

【事務局（武市）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第2回小牧市文化財保護審議会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、御参加をいただきましてありがとうございます。

会を始める前に御報告をさせていただきます。

本日は、池田会長、小野委員、入谷委員、越川委員、森川委員より欠席の御連絡をいただいております。

また、この会議は、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議を公開としております。本日の傍聴者はございません。

なお、議事は音声録音し、議事録は発言内容、お名前とも小牧市のホームページにて公開をさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、会議資料の確認をさせていただきます。あらかじめお送りいたしました次第と名簿、資料として保存活用計画（案）、それから追加資料といたしまして保存などの現状、課題、方法をまとめたA4版の表3枚、それから太良上池・下池の実施計画平面図、A3版の1枚を本日机上にお配りさせていただきます。不足などございましたら、お申出をいただきたいと思います。よろしかったでしょうか。

それでは、初めに教育長から御挨拶を申し上げます。

【中川教育長】 改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中、小牧市文化財保護審議会に御出席を賜りまして、また日頃から本市の文化財保護事業に御支援賜りまして誠にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

今年につきましては、皆様方も本当に心配をされておるかと思っておりますけれども、新

型コロナウイルスの影響によりまして、山車行事だとか棒の手が中止になるなど、文化財の保護事業にも少なからず影響が出ているところであります。

そういった中で、3月に国の文化審議会から文部科学大臣宛に重要文化財に指定することについて答申されておりました藤島にあります賢林寺の木造十一面観音坐像が9月30日付で官報告示されまして、国の重要文化財に指定されました。先日、国からの通知文書を市長がお届けをしまして、お祝いをさせていただいたところであります。

私どもも同席をさせていただきましたが、賢林寺さん、それから檀家の皆様方がとてもお喜びであったことについてお伝えをさせていただき、今後も守り伝えていくことの大切さを改めて私どもも感じたところであります。

さて、本日でございますが、現在作成しております大草のマメナシ自生地の保存活用計画につきまして御審議をいただくことになっております。この自生地につきましては、平成11年に民間の研究者により発見されまして、現在は県の天然記念物となっておりますが、全国的に見ましても貴重な自生地ではないかと考えるところであります。この自生地の今後の保存管理、活用などにつきまして定めます保存活用計画につきまして、委員の皆様方の忌憚のない御意見がいただければ幸いです。時間の許す限り慎重に御審議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（武市）】 続きまして、本日は池田会長が御欠席ですので、会長職務代理者であります藤岡委員に御挨拶いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【藤岡会長職務代理者】 失礼します。

会長の池田先生が欠席ということで、代わりに挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをします。

立冬を過ぎましたけれども、とても暖かい日が続いています。一日も早くコロナが過ぎ去り、今日のように穏やかな日が続く毎日になってほしいなと本当に願っているようなところであります。

第1回のときが文書開催ということですので、実際に顔を合わせての会は今日が初めてということになりますので、後ほど自己紹介等もさせていただきたいと思っておりますので、またよろしく願いをいたします。

今日の議題ですが、先ほど教育長からもお話がありましたように、マメナシについてであります。小牧市のほうで指定されたものが県のほうの指定も受けてということで、どんどんレベルアップをしているところであります。今回、保存と活用という、ある意味相反する内容をどこまでを保存で、どこまでを活用というようなところ、折り合いをつけていくかという難しい問題の部分があります。あわせて、県のほうの会議が年に2回しかないということで、どの段階で上がって、そのところで通っていく

かということも問題になる部分でありますので、しっかり審議をしていただいて、よりいい形で早く県のところが通るよう、また皆さんにも御尽力いただけるとありがたいなあということがありますので、また会が終わった後でもこのところが気になるというようなこともありましたら、どんどん事務局に寄せていただいてということも含めて、御審議をよろしく願いいたします。

【事務局（武市）】 ありがとうございます。

さて、昨年度から今年度にかけて、新たに4名の方が本審議会委員に就任をされております。お配りをしております名簿のほうを御覧いただきたいと思います。

新しい委員の方を名簿の順に御紹介させていただきます。

昨年8月20日付で就任をいただきました藤堂修一委員、中嶋隆委員、増田理子委員、そして、本年4月20日付で就任をいただきました森川智之委員です。

先ほど、会長の御挨拶にありましたように、今年度は第1回の会議は書面開催でございましたので、新委員さん就任後、皆様にお集まりいただくのは本日が初めてでございますので、全員に自己紹介をお願いできればと思います。

では、藤岡委員のほうからよろしく願いいたします。

【藤岡会長職務代理者】 よろしく申し上げます。

ここに書かれているように、村中小学校で校長をしています藤岡といいます。どうぞよろしく願いいたします。

【藤堂委員】 今、紹介していただきました藤堂といいます。ただ、この資料をもらって、これは僕も役に立たんわと思って、ただ勉強させていただくというつもりで参加させていただきました。よろしく申し上げます。

【中嶋委員】 今回から参加させていただきます中嶋と申します。専門は考古学です。実は、昭和51年から38年間ずっと向こうの席に座っておって、何かここに座ると落ち着きません。どれだけお手伝いできるか分かりませんが、頑張らせていただきます。よろしく申し上げます。

【村松委員】 一応愛知県の植物をいろいろ調査しています村松正雄といいます。よろしく申し上げます。

【西川委員】 西川と申します。どういうわけか中嶋さんのお仕事の関係のことをちょっとお手伝いさせていただいた加減で、ここに入ることになりました。西川です。よろしく申し上げます。

【増田委員】 名古屋工業大学の増田と申します。植物生態学が専門で、多分今回植物の関係で呼ばれたんですけど、あまり役に立つかどうか分かりませんが、よろしく願いいたします。

【事務局（武市）】 ありがとうございます。

引き続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

【中川教育長】 教育長の中川でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（伊藤）】 教育部長の伊藤です。よろしくお願いいたします。

【事務局（石川）】 教育部次長の石川です。よろしくお願いいたします。

【事務局（武市）】 課長の武市です。よろしくお願いいたします。

【事務局（浅野）】 文化財課文化財係長の浅野と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局（坪井）】 文化財係の坪井です。よろしくお願いいたします。

【事務局（武市）】 ありがとうございます。

本日は、保存活用計画の策定支援委託を受注されております株式会社オオバから小林さんと寺窪さんも御出席をいただいております。

それでは、ここからの進行は藤岡委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【藤岡会長職務代理者】 では、次第の4番の議題に入っていきたいと思います。

議題の(1)愛知県指定天然記念物大草のマメナシ自生地保存活用計画についての審議に入っていきたいと思います。

事務局の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

【事務局（浅野）】 それでは、議題(1)愛知県指定天然記念物大草のマメナシ自生地保存活用計画について御説明申し上げます。

本日、事前にお配りさせていただきました、こちらの保存活用計画書を1枚めくっていただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、裏面に目次がついてございます。

私のほうからは、1. 計画策定の趣旨1ページ(1)計画の目的から2. 大草のマメナシ自生地の概要の(4)天然記念物としての価値までを御説明させていただきます。

大草のマメナシ自生地は、先ほど来も教育長より御説明がありましたが、平成11年に小牧市大草の太良上池東岸に発見されて以後、市教育委員会のほうでは、現地調査や高木類の伐採、除草などの保護のための対策を行ってまいりました。

マメナシは、環境省のレッドリスト絶滅危惧ⅠB類などに指定されている貴重な植物であること。大草のマメナシは、県内でも最大規模の自生地であるということから、平成20年に市の天然記念物の指定、平成23年8月には愛知県の天然記念物指定を受け、現在に至っております。

小牧市では、本日追加でお配りしましたA3の図面と、先ほどの保存活用計画の5ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、A3の縦長の地図、（仮称）太良

上池・下池公園実施設計平面図（案）と、5ページのほうを見ていただきますと、太良上池の東岸のほうに赤で斜線が引いていますが、それがマメナシ自生地の指定範囲になりますけれども、その大草のマメナシ自生地やこの太良上池を含む周辺地域の約21ヘクタールを（仮称）太良上池・下池公園として整備する計画を進めております。

この公園整備の担当課につきましては、都市政策部みどり公園課となります。

（仮称）太良上池・下池公園は、小牧市にあります東部丘陵にある3つのため池、白兵池、太良上池、太良下池を中心に残された農地景観と自然を保全するための最低限度の整備を行い、市民の憩いの場、環境教育の場とするとともに、市民と行政の協働による保全・管理・活用をしていく場です。

この公園の整備をするに当たりまして、太良上池周辺住民の方ですとか自然保護団体の代表の方、学識経験者などから成る（仮称）太良上池・下池公園保全活用計画策定等検討委員会において、公園内における大草のマメナシ自生地の保全のあり方や整備の方法等について協議がなされ、マメナシ自生地周辺への保護柵の設置や散策路の新設、後ほどの説明にもありますが、自生地内北西部にある人為的に搬入された盛土の撤去などが提言されました。

このため、これらの整備を行うに当たり、愛知県に現状変更許可の相談を行ったところ、大草のマメナシ自生地の本質的価値は、東海丘陵要素植物群のうちで個体数の少ない貴重種であるマメナシが自然状態で世代交代が継続しているということであり、散策路の新設や盛土の除去などの行為は、大草のマメナシ自生地の本質的価値に関わるような重要な現状変更になる可能性があるため、保存活用計画をまず策定し、その策定過程で十分に議論をする必要があると指導を受けたため、今回策定するものであります。

保存活用計画とは、文化財の所有者がその概要やその本質的価値の明示、保存や活用、整備等の現状と課題の洗い出し、そして洗い出した課題に対する解決に向けた方向性と方法等に定めるもので、今後のマメナシの保護・保存・活用の指針となるものであります。

令和2年4月施行の愛知県文化財保護条例の一部改正により、保存活用計画の認定が申請できるようになり、保存活用計画の中で将来現状変更等が行われる具体的な行為と区域が特定され、その計画が認定を受ければ、認定を受けた現状変更等については事後の届出で行うことができるようになりました。

本日は、大草のマメナシ自生地の保存活用計画の中間報告として、この後内容について御審議いただき、来年2月上旬頃にはなりますが、再度委員会を開催していただきまして、事務局案の完成として内容を御確認いただき、策定は年度内に完了する予

定であります。

現在、みどり公園課で太良上池・下池公園の中にありますマメナシ自生地内の盛土の除去ですとか、保護柵の設置等についての実施設計書の作成を行っている状況でありまして、現状変更許可に係る部分につきましては、令和3年度に事務局で改訂版として加筆を行う予定であります。

その後、今後のスケジュールとしましては、令和3年7月に開催予定の愛知県文化財保護審議会にこのマメナシ自生地の保存活用計画の認定についての諮問を行い、予定では令和4年1月に開催予定の愛知県文化財保護審議会にて大草のマメナシ自生地保存活用計画の計画認定をいただけるよう準備を進めてまいる予定であります。

私からは以上になります。

【事務局（坪井）】 今御覧いただきました5ページの地図の中で、太良上池・下池ということで写植がしてありますが、「太」の字が「大」になっていまして、正しくは「太」ですので、訂正をさせていただきます。

では、また表紙の裏の目次を御覧いただきまして、3章以降につきまして御説明をさせていただきます。

3章以降の構成といたしましては、保存・活用・整備、そして運営・体制の整備、それぞれの現状と課題が3章から6章にわたって記述しておりまして、その後7章から11章におきまして、それぞれの今後をどうしていくかという方向性と方法を記述しております。

11章で年間の作業等の実施計画を示しております。

事前に資料をお配りしたのですが、本日追加でお配りさせていただきました、表紙が表1. 保存の現状、課題、方法となっております3枚をとじた表のほうを御説明させていただきます。

こちらの表につきましては、説明上、項目に対して現状がどうなのか、課題がどうなのか、そして今後の方法というものを横一列に並べました。この表を作る過程で、本文から抜き出して、この表に置き換えていったわけですが、中には整合性が取れていなかったり、本文のほうに書いてなかったようなこともありますが、今回、この表で補った形で表を作りました。主にこの表で説明をさせていただきまして、あと図面や写真につきましてはその都度お配りしました資料のページを申し上げますので、そちらも併せて御覧いただきたいと思います。

では、早速その1ページ目ですね。保存の現状・課題・方法につきまして、説明をいたします。

まず、一番上から、調査の実施状況ということで、このマメナシの自生地につつま

しては、マメナシ自体、また自生地に対して市民団体の方や大学、行政によっていろいろな調査が行われています。

そちらの表、これまでの調査をまとめましたのが資料の10ページ、こちらが行政側による調査として、ページは飛びますが、50ページ、表の3-13が市民団体とか大学による調査状況、これまでにこのような調査が行われております。

調査を行うことにつきましては、保存を行っていく上で基本となる調査・研究は必要である。ただ、それぞれ調査が行われているんですけども、現状としては調査内容の情報共有ができておりませんので、それを行う必要があるという課題があります。

今後の方法につきましては、必要に応じて調査・研究を行っていく。そして、情報共有を図るための地域住民や市民など関係者をつなぐ土台となるプラットフォームを構築する必要があると考えております。

続きまして、地形等の状況。

まず、自生地東側の市道沿いの一部に木杭と番線による保護柵を設置しております。

こちらは8ページのほうの図を御覧ください。

こちらの表では保護柵という表現をしておりますが、お配りした資料では侵入防止柵と表現をしておりました。県と協議をした際に、天然記念物は人の来るのを拒むものじゃないよというような話がありましたので、そういった保護柵という名称へ今後変えていきたいと考えておりますが、その保護柵が設置してありますのが、8ページの図でいきますと、黒い破線で囲ったのが自生地の指定範囲になりますが、その南東部分、すぐ東側に隣接いたしまして、文字が途中で下のほうで切れていますが、市道年上坂24号線という市道なんですけれども、この部分と自生地の指定範囲が接する部分につきまして、現在木杭と番線による柵を設置しております。

54ページの写真を御覧ください。

写真5-1でその柵の設置状況の写真を掲載しております。

こちらの課題といたしましては、現在は一部だけですので、自生地の中側につきましても、自生地の範囲を明確化する必要があるという課題がありまして、今後の方法といたしましては、自生地保護のために池側を除く自生地の外周は、現在と同様な柵を設置していく。それで管理上・活用上必要な出入口を設けるということで、今後の方法を考えております。

次に、市道側溝からの流入水を太良上池へ送るための一時的に貯水する施設が壊れていたり、素掘りの溝が埋まって、その機能を失っているという現状があります。

こちらの位置ですが、先ほどの8ページの図にお戻りいただきまして、柵が設置してあります市道沿いの部分、その真ん中辺りに破線で四角く囲ってあって、その上の

ほうに向かって破線が細長くずうっと伸びているところがあります。ちょうどナンバー14というマメナシからずうっと右へ行ったところですがけれども、そこに市道の側溝の水をこちらの自生地の中へ流して、一時的に水をためて、そこからあふれた水が溝を伝って北側のほうへ流れて、最終的に太良上池に流れ出るといような構造をした柵と溝があったんですけれども、現在、こちらが壊れていて、機能を果たしていないという現状があります。

以前、こちらの水について水質の調査を行ったんですが、あまりマメナシの生育に適さない水質であったという結果が出ておりますので、そのような水の流入を防ぐ必要がある。また、柵の部分が壊れている関係で、流れ出た水がちょうどナンバー14のマメナシのほうに流路ができて流れ出て、表土の流出が見られている状況があります。それに対しまして、今後自生地範囲を迂回する溝を設けて、太良上池に排水する溝を設けるというように方法を考えっております。

次に、北西部に搬入土により形成された地形がありまして、エコトーンを分断している。そのためにマメナシの実生の発生を妨げているという現状があります。

その位置といたしましては、同じく8ページの地図を御覧いただきまして、自生地の真ん中辺りにナンバー17、18、19、20というマメナシを示した位置があります。その右上のところに11とか12とかいようなマメナシ、そしてそのさらに北側に3番、4番、5番というマメナシの位置が示してありますが、ちょうどそこに囲まれた北西部分、図面でも少しケバが表現してありますけれども、その部分が高まっている。今年度、こちらにつきまして試掘坑を設けまして、調査をいたしました。その結果、本来の地山が現在の地表面より、場所により差はありますけれども、おおよそ70センチから1メートルぐらい下で本来の地山が見つかりまして、その上の土は、はっきりとした時期は判明はしなかったんですけれども、そんなに長期間にわたるんじゃないで、短期間の間にそこに持ち込まれた土であるというように結果を得ました。

そのような現状がありますので、そういう搬入土を除去する必要がある。そして、将来的方向といたしましては、その盛土を撤去して、マメナシの自生が可能な場所に戻すということを考えております。

その次に自生地の東側にコンクリートやタイルなど、現代のごみが混じる土層の堆積が見られる。位置といたしましては、先ほどの市道からの流入水が流入する辺り、柵が構築してある辺りと、ナンバー7とかナンバー8のマメナシがありますが、その東側、少し高まった部分がありますけれども、その辺りに見られるという状況です。自生地の景観上、好ましくないことに加えまして、ごみから有害物質が出て、マメナシに悪影響を及ぼす可能性がありますので、それらの土層の搬出を行っていくという

ことです。

続きまして、管理施設（標識等）の状況になりますが、現在、標識、こちらは愛知県の文化財保護条例に規定があるんですけども、原則石で造るもので、そこに指定名称や指定年月日を書く。同じく県の指定史跡ですと、市内では高根遺跡にはそういう標柱が設置してあるんですけども、現在こちらでは設置をしていない。

あと、説明板の記載内容についても、同じく条例で規定があるのですが、現在説明板は設けてはありますものの、その条例に記載事項である指定地域の図面ですとか、指定理由が一部不十分であるという状況がありますので、今後、その規定を満たす標識等を設置していく。

あと、同じく条例におきましてその指定地を示す境界標の設置も規定されておるんですけども、現在、境界標はありますが、県指定の前に設けたもので、その条例を満たす規格ではない部位がある状況ですので、将来的にはその規定を満たすものを設置していく。

続きまして、マメナシの状況になります。

県指定時には20個体のマメナシがあるということで、県指定にもなっております。29年度にこちらのマメナシ自生地の調査を行った際に、さらに17個体のマメナシを確認しております。資料の12ページの図になります。ナンバー22以降のマメナシを新しく確認しました。その22番以降のマメナシにつきましては、植樹をされた可能性がある個体がありまして、以前、現地で種を取りまして、実生の幼木を栽培して、試験的に補植を行ったという事実があります。

あと、マメナシにつきましては、全体に一部の個体につきまして生育不良に陥っているというような現状があります。

課題といたしましては、人為的に植えられた可能性のあるマメナシを特定する必要があり、方法といたしましては、撤去をしていくということと、あとどうしても不明な個体については、愛知県とその取扱いを協議するということにしております。

続きまして、マメナシの自生地の周辺の植生状況になりますが、現状といたしましては、資料の37ページのところに植生の図面を掲載しております。

マメナシの自生地内におきましては、Gと示してありますズミーマメナシの群落、Jと示してありますヨシの群落、Kとしてありますアゼスゲの群落、Nとしてあります路傍や空き地の雑草の群落が自生地内の植生として見られます。これらの中には、マメナシを覆って日陰をつくっている木であったり、雑草であったり、あと本来ですとこういうマメナシの自生地は湿っていることが多いんですが、そのような湿性の草本があまり見られないというような現状があります。

その課題といたしましては、マメナシの発芽や幼木の成長を妨げている樹木がありまして、隣接地のBとしてあります植生地につきましてはコナラになりますけれども、そこが繁茂し過ぎていて、本来マメナシへ行く地下水を吸い上げている可能性があるという課題があります。また、雑草が延びて、実生の生育を阻害しているという課題がありますので、それらを除伐したり、雑草の撤去、除草を行うなどを今後方法として行っていく。

続きまして、訪花昆虫、マメナシ自生地にある動植物についてですが、この中でも特に訪花昆虫についてですが、本マメナシの自生地に見られる訪花昆虫が他の自生地に比べて少ない。特にミツバチが確認できていないというような状況があります。そのために、ハチ類などを増やす、訪花昆虫の個体数を増やすために、木の伐採を行って、花が咲くツツジなどに光を当てて開花を促すというようなことを行っていきます。

自生地周辺の水質につきましては、調査を行ったところ、栄養があり過ぎることが結果として分かっております。栄養があり過ぎるために、ほかの雑草が成長してしまって、マメナシの実生が育ちにくいという状況があります。その流入を防ぐか雑草等の除去を適切に行っていくということにしております。

保全活動といたしましては、年3回の草刈りと、市民団体による個体の調査などが行われております。草刈りについては継続をしていくということと、市民団体の調査につきましても、必ずしも情報が共有化されていない状況ですので、それらをつなぐプラットフォームの構築をしていくということで考えております。

改めまして、保存についての方向性といたしましては、マメナシの価値を維持管理して伝えていく。必要に応じて調査・研究を進めていく。また、地元の方や市民、研究者などと行政が協力をしていく、そういう体制をつくるというようなことが方向性として上げられます。

続きまして、4ページに移りまして、活用の現状、課題、方法です。

情報発信といたしまして、現在は説明板を設置しております。こちらにつきましては、先ほど現状を申し上げたところですが、周辺で計画しております公園の整備に併せて増設ですとか設置位置等を今後検討していきます。

県や市のホームページ、文化財を紹介するパンフレットで、マメナシ自生地を紹介しております。現状としましてそれでとどまったり、花が開花していますよとか、実がなっていますよというような興味を引くような情報をさらにSNSなどで情報発信を行っていく。

自然観察会の実施ということで、主に今は年に2回、花の時期と実の時期に自然保護団体によって観察会が行われております。ただ、こちらはその情報の提供が団体だ

けにとどまっております、市民には広く行き渡っていない状況ですので、まずその団体の方と協力して、ホームページや広報などを使って市民の方にお伝えして参加していただくようなことを考えております。

また、公園の保全活動と連動して地元の方との連携、さらに近隣の小学校への児童を対象とした出前講座等の機会を考えていきたいと思っております。

活用につきましては、やはりマメナシの自生地の価値について知ってもらうことができる、そういう情報発信を通じて活用を図る。さらに、こちらでも地元や行政、自然保護団体との協力が必要であるという方向性を考えております。

続きまして、5ページに移りまして、整備の現状と課題、方法であります。

保護柵と説明板につきましては、この前と重なっておりますので省略をさせていただきます。

便益施設、トイレ、ベンチ、駐車場は現在はない状況ですけれども、今後、整備されていく公園と連携して対応をしていきたいと考えております。

排水施設につきましても、先ほど申しましたのと重なっておりますので、省略をさせていただきます。

散策路につきましては、現在、自生地内には散策路は設置しておりません。観察会などにおいて決まった道がないため、いろんなどころから行ける状況ですので、都度踏み固められてしまったり、場合によっては実生を踏んでしまうというような可能性があります。

公園の整備に併せて自生地の外周に散策路を整備していくということと、観察会においては、一時的に簡易な散策路を設けるというようなことで考えております。

整備につきましては、自生地の価値を守り伝えていくと、保存に関するそういう整備。また活用の整備としましては、自生地の価値を正しく分かりやすく伝えていく、自生地の理解を増進していくような整備をできればと考えております。

では、6ページに移りまして、運営・体制、「整備」が抜けておりますが、運営・体制の整備の現状、課題、方法です。

自生地の保存活動につきましては、研究者や大学の方、市民活動団体、行政がそれぞれに取り組んでおりまして、一部で相互に連絡を取り合っておりますが、必ずしも全体に網羅されているわけではありませんので、こちらでもそういう情報を共有化するプラットフォームを構築して、成果の共有を図っていく。自生地を持っている他の自治体との行政間の連携が現在のところ不十分でありますので、その連携を呼びかけていく。

環境整備につきましては、公園ができた暁には、地元の自治会が保全管理団体とし

て整備を進める予定でありますのでそちらの団体とも、またさらに公園のほうを担当します庁内の関係課との連携を構築していくということで考えております。

保存、活用等の現状、課題、方法については以上ですが、資料のほうに戻りまして、66ページの11番、年間実施計画ということで、作業や調査の今後の計画を記しております。

一番大事なところを抜かしておりましたけれども、保存に関連しまして、資料の60ページになりますが、下段から現状変更の取扱いについてですが、こちらの自生地で現状変更等を行う場合は、愛知県知事の許可が必要になっております。その中にただし書で維持の措置や非常の場合の応急措置などについてはその限りではないということになっております。そういう制度がありまして、軽微な現状変更等については市で許可することができるようになっております。そちらの内容が61ページにありますイからホに当たる内容です。

現状変更の取扱方針といたしまして、原則としましては、自生地の保存上、活用上、公益上、またその他の理由で必要な行為、調査研究を目的とし行為、あと自生地の環境に悪影響を及ぼさなくて、必要最小限の内容である場合は現状変更等を認めることとしていきたいと考えております。

マメナシや自生地が滅失や毀損、衰えていくようなおそれがある行為や景観上好ましくない行為、価値を著しく減じる行為は認めないという方針でいきたいと考えております。

今後、この自生地で想定されます現状変更の行為とその取扱いにつきましては、表7-1に上げたとおりであります。

説明につきましては以上になります。

【藤岡会長職務代理者】 ありがとうございます。

事務局からの説明は終わりましたので、御意見とか御質問がありましたらよろしくお願ひします。

【中嶋委員】 資料を見せていただいて、61ページの現状変更等の取扱基準の許可基準の表の部分で、上記原則に適合する場合は認めるという文章がずうっと続くんですけど、その上記原則というのは何を指すのかははっきりしないなあとと思うんですが。2番の取扱方針のことを言っているんでしょうか。

【事務局（坪井）】 はい、そうです。(2)の現状変更等の取扱いの方針の中で、3行目から原則としてとあって、その部分を指しております。

【中嶋委員】 そうであるならば、もっとはっきり書くべきだと思うんですね。取扱方針の原則に適合するとか。そうしないと最初読んだときに、上記原則って何だろう。

1 段上のマメナシ自生地の保存、状況把握を目的とした調査かなみたいなふうの間違えてしまう可能性があるのでは、間違えないような形で書いたほうがいいかなあと思いました。

【藤岡会長職務代理者】 よりはっきりさせておいたほうが誤解を招かないという御指摘だったと思います。お願いします。

そのほか、よかったですでしょうか。

【村松委員】 ちょっと基本というのか、この資料がどんなふうに来ているか分かりませんが、6 ページの一番下の表、一番下の平成17年が2004年になっているけれども、これは2005年じゃないかなあ、2004がつながっているのでは。その間違いがもう1 か所、50 ページの表の実施年月日のところの3 段目の平成28年が2018になっているけど、これ2016……、3 段とも2016じゃないかなと思うんですけども、一応直したほうがいいかなあと思って、ちょっと気がついたのでは。

じゃあ、一番の肝腎というか、この冊子の12 ページのマメナシの自生地の図がありますね。さっきの説明の中に、マメナシの番号が32、33、31、23、34と左端のほうに分布しているマメナシが移植したものだよというふうに使われているんですね。僕も随分昔からずうっと行って調べていて、確かに最近ここにマメナシが増えちゃったので、これは移植個体だなと思っています。

名市大の小木曾先生と一緒にDNAをずうっと調べたことがあるんですよ。そうしたら、やっぱり多少異質なことを言われたんですけども、このマメナシはどういうものかを僕はいろいろと調べたところ、以前、この会の委員をやっていた波多野先生が、ここで生まれたマメナシを自分の自宅へ持って帰って、よく育てて、またここへ戻したよということを言われたので、どこかよそから持ってきたものだったら問題なんですけど、もともとここにあって芽生えた子株をまた戻して植えたので、そういう点からは移植したものですけれども、問題はないかなあとは思っています。だから、全部取っ払うようなことではすけれども、そのままでもいいかなあとは思っています。

ここのちょうど生えたところ、盛土を1メートルぐらい全部土を取ると言われたんですけども、それもマメナシを残す意味で盛土を取る必要もないかなあとは思っています。市のほうにお任せなんですけど、わざわざお金をかけて取らなくても、もうそのままマメナシが結構育っているのでは、もともとあったマメナシをただ移植しただけなので、大きな問題はないかなあとは思っています。

【増田委員】 先生がおっしゃられることももともとなんですけれども、取ってきて蒔いたのですと、実はあまりよくないという話が少しありまして、遺伝的に取れる位

置から種を取るもんですから、昆虫が上のほうで取った……。

【村松委員】 分かります。それは人為的に選択したので、自然界の実生の確率と随分違った確率で芽生えちゃうんですね。それは全く駄目です。ただ、今言ったのは、ここで種が落ちて、そこで実生えたやつを持ち帰って育てたんですね。だからそういう点では大きな問題はないかなあとと思いますけど、ただ成長段階で自然淘汰で消えていくマメナシが結構多いんですね。それを人間が大事に育てたので、その確率はやっぱり小さいながら、自然界よりもちょっと大きくなっているの、そういう点ではある意味ちょっと問題が確かにあります、僅かですけれども。

【増田委員】 僅かですけどあると思いますので、やっぱりこの天然記念物に指定されているというのは自生地というものなので、自生地の定義から外れるようなものは一回排除したほうがいいんじゃないかなあというのが私からの意見になります。

さらにこの盛土のところは乾いているものですから、あまりマメナシの実生が出ないんですね。そうすると、ここに植えたものだけが残るようなことになってしまうので、本来の天然更新とかを考えると、もともとの形に戻せるものであれば、お金がついたときに戻してあげて、その後大事にするというのも一つの手かなと思っております。先生がおっしゃっているのももっともなことなんですけど。

【西川委員】 私もずうっと調べ始めた途中で、実生を植えたということについて、やっぱり行ったら明らかに植えているような、従来の自生のやつはいろんな向きに枝葉が伸びていたやつが、きちんとみんな直立の形で生えていたから、これはおかしいなというようなことで確認したら、そういうものだったと、植えたものだ。ただ、当時、波多野先生が見えたから、こういうことで実際どうなんですかということ伺ったら、波多野先生は行く末を心配してだと思っただけど、今大分腐って折れたり、枝が倒れたりとか、そういうのは結構あるんだけど、そうやっていずれ駄目になっていって絶えることを心配して、実生で出ているものを大事に育てて、また元に戻すという意味で、あまり生えていないところ、これは本来のそこの環境の自然のところとは若干違うんだけど、そこへ植えて、広範囲にわたってマメナシが見えるようにという思いで植えたんじゃないかなというふうに言われて、波多野先生もこの実生のものだから問題ないよと言われて、ああそうかというぐらいにしか私は素人だったのであれですけど。

あと、もっと言えば、本当は文化財そのものは、小牧山と同じように、元どおりのものにすべきなことは分かるんだけど、これはそんなことを言えば、右側にできている工業団地そのものが、後から人工的に全部造って、ここへ流れてくるいろんな土や本来あるべき養分だとか、そういうものが全部遮断された形になっちゃっているから、

それを考えると、元どおりというのが果たしてどうかという。確かに東側には大きな工場が造成されてもう建っていて動いているわけですね。本来、元どおりということを見ると、管轄が全然違うことですが、その辺はどうなのかということも思うから、ある意味、波多野先生の思いで植えたものは生かしてあげたいなど、ごく自然に思いますけどね。

【中嶋委員】 波多野先生が植えたみたいな話になっていますけど、波多野先生が植えたのではなくて、当時は教育委員会の中で、もう枯れてしまうんじゃないかと物すごく心配したんです。どんな対策を打とうかということでもいろいろやっていて、草刈りはやろう、南側に生えている、これに書いてありますが、木を切ったこともあります。いろいろやる中で、このままでは絶滅するんじゃないかという危機感を持った職員が植えたんです。当時、教育委員会の窓辺にマメナシが並んでいました、取ってきたものを。ですから、多分このものには間違いはないと思うんです、生えていたとしても。ただ、私もあまりよく分からなかったんですけど、この資料を読んでいたら、ああ、こういうことがあるのかと初めて分かりまして、やはり恐らくこれはかなり人工的な地形だと思うんですよ、もともと。いろんな搬入土があって、そこにたまたま何かの形でマメナシが自生するようになって、昔からあったかどうかは分からないというところもあると思うんですけども、少なくともこの指定地内だけは守っていこうという、ある程度厳しい方針で臨むというのもやむを得ないかなと思います。

搬入土なんかも、ここも水がついたり、排水が悪かったり、水はけがよ過ぎたり、いろいろ難しいところなので、その辺、もし撤去することでそれが改善するのであればやるべきかなあというふうには思います。

【増田委員】 一応、今農薬をまいたりとか、いろいろな保護策を今までやっていたことで、ちょっとやめたほうがいいんじゃないかなということをやめていただいたら、ちゃんと次世代が何とか出てきているんですよ。なので、出てきている場所は、ちょっと水がじゃびじゃびつくようなところだったりするものですから、じゃあ元の地形に戻してあげたら、そこは水がじゃびじゃびつくので、そうしたら、また新しいのが出てくる可能性もあって、なるべくなら天然記念物で自生地ということですので、その自生の補助になるようなことをやってあげれば、今後100年でも200年でももつような形になるんじゃないかなあと思うんですね。特にここのマメナシ、太いのは本当に100年ぐらいの感じのものもありますので、頑張っていけば天然記念物自生地という形で何とかならないかなあというふうには思っています。今のところ調査はさせてもらっているんですけども、かなり次世代が何とかかなりそうな感じですよ。たまたま市民団体の方々が結構まめにやってくれているものですから、植えたものじゃなくて、

本当に天然で出てきたもので、しかも木の下じゃないところに生えてきておりますので、何とかかなあとはちょっとと思います。

大変、なくなっちゃうと思って植えられた職員の方の気持ちもすごく分かります。

【西川委員】 確かに実生のやつが今はすごく多いです。きちんとみんな一つずつ囲いをやってあって、大事にしているんです。ただ、今の環境だと、そういうものもどこかで部分的には枯れるかもしれん。ただ、今のようにきちんと管理して見守っていく形で保存すれば、本数はもっと増えるとは思いますがね。ただ、植えたやつを……。

【増田委員】 植えたやつでもしあれだったら、森林公園に持っていかれたりとかするという手もないかなあと思うんですけど。

【西川委員】 そうだね。

【増田委員】 切ってそのままほかるのは、ちょっと忍びないですよ。

【中嶋委員】 私、一番最初の調査のとき、実は波多野先生と現地に入った人間なんです。そのときは、もうつるが絡みついて、見つかったけど、こんなのは絶対もう駄目だと思いました。それを思うと雲泥の差で、教育委員会もよく分からないなりにやってきましたし、いろんな団体の方とかの知恵を借りながらやる中でここまでよくなった。何とかこれを続けていきたいんで、残していきたい。それには多少厳しめのものがあっていいのかなというふうには思います。

それともう一つ、ちょっと気になっていることなんですが、これは公園の計画の中で考えていただけるんだろうと思うんですが、ここは実は私の散歩ルートでもあるんです。たまに行くんですけど、柵がざっとある。指定地のところに柵があるわけじゃないです。道の際にありますよね、柵が。じゃなかったっけ。

【事務局（坪井）】 柵は道沿いですけども、一部自生地境界と一致しているというか、重複しているラインも……。

【中嶋委員】 坂を上がっていくと、だんだん指定地よりものり面の上にありますよね、多分。今、のり面から下りられない状態じゃなかったかなという気がするんですけど、それはどうでもいいんですけど、何となく周りを通る人を拒否している感じがすごくする。花の時期なんかはいいんですけど、入るな、入るなというのがちょっと強いようなのを感じるので、指定地のちょっと外をうまく通すなり、影響が出ない感じでもう少し整備をされるといいかなあいつも思っています。

【西川委員】 公園化の計画は今日、大まかには説明をしてもらえますか。

【事務局（浅野）】 今日お配りしたA3の地図のほうですが、これが先ほど申しましたみどり公園課のほうが所管となりまして進めている計画になります。こちらの真ん中が太良上池、北側に白兵池があって、南側に太良下池がある21ヘクタールの部分

になるんですけれども、一番北のところに利用拠点整備ということで、一番端っこのすね。この1番のところに、今は老人憩の家があるんですけれども、そこに駐車場を造って、そこからずうっと歩いていけるようなルートを整備していくと。ここを出発して、白兵池の南側を通過して、この緑のところを通過して、途中、真ん中に広場とありますけれども、ここに池に来る鳥を観察するだとか、植物を観察するスペースがあって、そこからちょっと細長い道が伸びて、今の道路沿いのところ、ちょっと分かりにくいんですけど、薄茶色の色がずうっとマメナシ自生地の横を通過して、自生地の南側まで行くような、一応周遊できるような散策路を今計画しております。

ここについては、常時人が歩けるということで、マメナシの花が咲いているときには、より近いところから観察ができるということになっております。通常は、自生地内には入れないように、先ほど申しましたように保護柵を設けるんですけれども、観察会するとき等につきましては、中に臨時的な歩道を造りまして、中に入っただいで観察できるというようなことも、この公園計画の中で考えております。以上です。

【藤岡会長職務代理者】 どこまで見せるかに入れるようにするのかというところも大事なポイントでもありますので、また事務局のほうで今の意見を参考にさせていただきながら、取りまとめのほうをよろしくをお願いします。

併せて、復活させた部分をどう扱うかについてもお願いします。番号でいくと、枯れてしまったという19番と35番の扱い。枯れてしまったものをそのままなのか、19は写真で見ていると、どうも復活のような雰囲気にも見えたんですけれども、併せて35のほうに手のついていない芽生えたものをそこに移植するのかもしれないのかとか、その辺りもまた教えていただけるといいかなと思うんですが。

【西川委員】 あと、この全体的な公園のものが、マメナシ自生地を含めた自然景観保護区みたいな形の公園になると思うんだけど、これらのため池はもちろんだけど、結構大草は江戸時代からほとんど土地利用は変わっていないんだよね。ある意味、例えば下池では、数年前に池を全部ひいらかせて、天日干しにするという、古い伝統のある保存のため池の活用によって、今は愛知用水が入るからそんなに影響はないんだけど、昔は、何年かたまっていると、その水が濁ったり悪くなって駄目になるから、一定年数がたったら水をひいちゃって、また魚は農民の動物たんぱくを得るための一つのあれになるし、ひいて1週間天日干しすることによって、ばい菌が死んでしまっただけじゃなくて、そういう古い歴史的な意味合いもあるんだよね。だから、自然景観の土地だけじゃなくて、大草を象徴するような、この辺のため池と水田の活用だとか、そういう歴史的な意味合いのところをどこかで紹介するようなものもこの公園内に入れていくといいかなあと。

中には、例えば白兵池って何で白兵池というんだらうとか、この辺は私も関心があって調べようと思ったけど、分からない。だけど、そんなようなことも新たなことが分かれば、例えば藤助池というのがあるけど、当然人名だからあれだと思うけど、そういうようなことも含めた公園のコンセプトみたいなものも一考していただければということだと思います。

【株式会社オオバ（小林）】 公園の整備の設計のほうを担当しておるオオバの小林と申します。

今のお話の説明ですね。この検討委員会でも話しておりまして、通常の自然観察だけではなくて、このため池群の歴史性を説明する看板を設置しようとしております。今のかい掘りの写真も採用させていただこうとして、今版權元に許可をいただいているところですので、それらを委員の御指摘のとおり進めていきたいと思っております。

【事務局（坪井）】 19番と35番につきまして、19番につきましては31ページに個体データということで載せております。一番上の写真が2007年頃ですが、この時点で葉っぱが出ていなくて、もう枯れているような状態。その3年後の調査で、実生のような、実生からちょっと育ったぐらいのものがその場所にあって、その10年後には、大きく育っているというような状況です。

そちらの真ん中のところの調査票にも書いておりますが、前の個体と同じなのか確認をする必要があるというような状況で、はっきりと手がかりも、私どもは本当にもともとあった19番なのか、ほかの補植されたものに当たるのかというのがはっきりつかめていない状況です。

このマメナシというのは、もともとあった根元からひこばえとかで出るということはあるのでしょうか。

【増田委員】 出ます。

【事務局（坪井）】 であると、余計に本来のもともとの19なのか違うのかというのは分からないですが、ただ県の指定の時点では19番は枯れているということで、当初、移植したものを含めて21本あったけど、20個体ですということで指定をしております。

あと、35番につきましては、29年度に行われた調査でしたが、このときにはもうなかったものですから、現状でも私どもはちょっと把握をしていないという状況です。

【藤岡会長職務代理者】 司会が下手で長くなって申し訳ないですが、もしそのほか付け足しがありましたらお願いします。

【事務局（坪井）】 本日御欠席されております入谷委員から御意見のほうをいただいておりますので、紹介をさせていただきます。

入谷委員は御自身でも水田耕作をされていることから、水質について御心配をされ

ております。現在の調査とか対策では弱いのではないかとということと、自生地へ流れてくる水がどこから来ているのかということを探る必要があるのではないかとという御意見と、少なくとも2年に1回は水量ですとか水質の検査を続けていかなければならないのではないかとということと、水だけでなく、マメナシについても根の調査などが必要なのではないかとという御意見をいただいております。

【藤岡会長職務代理者】 この保存活用計画をつくるのが目的ではなくて、これをつくってからどれだけ維持管理するかということの大切さを御指摘された意見だったと思いますので、それも含めてのアフター対策もまた検討をよろしくお願いします。

そのほか、御意見、御質問よかったですでしょうか。

【事務局（浅野）】 実は昨日、愛知県のほうに伺いまして、この保存活用計画についていろいろ御指導をいただきました。先ほど来御審議いただいております新たに人為的に植えた樹木の取扱い、それから盛土をどうするのかという取扱いについてなんですけれども、先ほど冒頭で私が説明させていただきましたが、大草のマメナシ自生地の本質的価値というのが、貴重な植物であることと、あと自然状態で世代交代がなされているということに価値があるということを改めて昨日それをお聞きしました。

ただ、例えばこの会議で残していくと決めたとして、この保存活用計画をつくり上げた中で、最終的にそれがいいか悪いかというのが、恐らく県の文化財保護審議会のほうで御審議がされて、それで自生地としていいのか、あるいはいけないのかということがされると思うんですが、ただ、この市の文化財保護審議会のほうでは、こうしていきたい、こうすべきだというような方針は固めた上で、県のほうに出すということがありますので、この樹木を新たに植えたもの、いろんな意見がありました。増やすためやむを得ないんじゃないかということと、自生地ということから考えると、除去したほうがいいんじゃないかということもあります。

また、盛土につきましても、県のほうから御指摘いただいたのは、例えば現状盛土がある状態が、それによって自生地の現状が保たれているのであれば、あえて除去する必要はないんじゃないかと。ただ、除去することのメリット、デメリットをしっかりと検討した上で、必要であれば除去するというところで、結論としてこの保存活用計画をつくって出してくださいというような御指摘をいただいております。

なので、本日はいろんな意見をいただきましたし、また御欠席の委員の方々の考え等もあると思いますので、本日はじゃあどちらにするというところまでは議論の結論はつけられませんが、次回の会議までには、また個別で、あるいはそれぞれのところでお調べ、お聞かせいただきまして、来春2月上旬を予定していますが、開催のときには市の保護審議会としてはこういった方向でマメナシを保護・活用していくという

ところでまとめていきたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願いたします。以上です。

【藤岡会長職務代理者】 事務局からまとめの話がありましたので、これにてこの議題については終了ということによろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

ありがとうございます。

それでは、次第の5. その他ということで、事務局のほうから何かありましたら。

【事務局（坪井）】 この保護審議会におきましては、これまで主に県外の文化財の保護に関して進んでおる先進地の視察、市内の指定されている文化財の現状ですとか、これから指定していったらいいのではないかというような候補がある文化財の調査を行う現地調査というものをしております。

県外・市外に出る先進地視察につきましては、コロナウイルスのこのような状況がありますので、見合わせたいと考えております。

市内の調査につきましては、見学先といたしますか、調査先を選べば何とか実施できるのではないかなどに考えている状況です。

その市内の調査先ですとか、これから指定すると見込まれる候補物件等ありましたら、またお知らせをいただければと思います。

【藤岡会長職務代理者】 それでは、委員の先生方から何か連絡とか報告とかございますか。よろしいですか。

(挙手する者なし)

それでは、本日の議題の審議が全て終了しましたので、進行のほうを事務局にお返しします。よろしくお願いたします。

【事務局（武市）】 本日は、長時間に当たりまして慎重な御審議をどうもありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第2回小牧市文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。